

平成31年度西ノ島町奨学生募集

1. 貸付対象者

西ノ島町の出身者で、高等学校、大学若しくはこれと同程度の学校に入学（在学）し、向上心を有する者で経済的事由により修学が困難と認められるもの。

2. 貸与額

- ①高等学校 月額 25,000 円以内 ②高等専門学校 月額 50,000 円以内
③大学（短大、大学院、専門学校を含む） 月額 50,000 円以内
※医療に関する学校については入学金を加えます。 200,000 円以内

3. 貸与者の決定

西ノ島町奨学資金貸与選考委員会の審査を経て決定する。（予算の範囲内）



4. 貸与の時期・返還

- ①年2回に分けて貸与。
②返還の始期は、卒業3年を経過した翌年から貸与を受けた月数の2倍に相当する期間内に全額を返済。

5. 返還の免除及び減免（優先的に貸与します。）

- ①医師の免許取得後12年以内に町内に居住し、引き続き5年以上医師として従事した場合は返還を全額免除。
②歯科医師、看護師、准看護師、薬剤師、作業療法士、理学療法士、保健師、保育士、介護福祉士、介護支援専門員等については免許取得後3年以内に町内に居住し、引き続き5年以上医療・福祉等に従事した場合は返還を全額免除。
③上記以外の職に就く方で卒業後3年以内に町内に居住し、引き続き5年以上従事した場合は返還を2分の1減免（公務員は除く）。

6. 手続きに必要な書類のお受け取り

- ①西ノ島町教育委員会 教育課（西ノ島町立中央公民館）
②西ノ島町役場 町民課窓口 ③西ノ島町役場 別府支所

7. 提出先と提出期限

提出先：上記3か所の窓口 提出期限：平成31年1月31日（木） ※期限以降でも随時受け付けます。

お問い合わせ先：西ノ島町教育委員会 教育課 TEL 6-0171 FAX 6-1028



西ノ島で野鳥観察をしてみませんか？

環境省 大山隠岐国立公園 隠岐管理官事務所では、自然ふれあいイベントを実施しています。今回は「焼火山」と「国賀浜」にて野鳥観察会を開催します！

冬の隠岐ではどんな鳥達に出会えるでしょうか？ゆっくり散策しながら、一緒に探しに行きませんか。野鳥観察が初めての方も大歓迎です！

●日時：1月26日（土）

焼火山 ① 11時～12時30分

国賀浜 ② 14時～15時

③ 15時30分～16時30分

●集合・解散場所

①焼火山登山口 駐車場

②③国賀浜 駐車場

●対象：どなたでも ※小学生以下は保護者同伴

●募集人数：各部15名（先着順）

●参加費：50円（保険代）

●服装・持ち物

動きやすい服装、保険証（コピー可）、防寒具、双眼鏡（あれば）

●申込方法：事前申込制

※お問い合わせ先までご連絡下さい。

●申込締切：1月23日（水）



お問い合わせ先：大山隠岐国立公園 隠岐管理官事務所 08512-2-0149

にっぽんA級(永久)グルメのまち連合に参画

平成30年11月13日(火)、東京都千代田区にて「にっぽんA級グルメのまち連合」の調印式が行われました。これは地方の5市町が手を取り合って、「本当に美味しいものは地域にあって、その美味しさを本当に知っているのは地域の人びとで、彼らが誇りをもってつくる食はA級であり、永久に残さなければならない。」という理念を共有し、その実現に向けて、互いに知見を共有し、持てる力を結集し、補い合い、磨き合うとともに、全国に取り組みの輪を広げていくことを誓い設立したものです。

当日は調印式のあと、参画市町のプレゼンテーションや設立記念パネルディスカッションが行われ、各市町の理解を深め、初顔合わせする市町等もありましたが、これからに向けて交流を図りました。

今後は「A級グルメの島」として、食にも魅力がある西ノ島の観光をPRすることで、観光入込客数の増加による経済効果や、自治体の相互協力によるノウハウの共有や情報発信力の強化で、地方を売り込むチャンスと捉え、また、共同制作商品の開発や、互いの産品で経済交流も期待するところです。この取り組みが様々な波及効果をもたらし、地域の活性化につながるよう、観光関係や水産関係をはじめ、地元住民も共通認識をもって「A級グルメの島」となることが目標ですので、ご理解とご協力よろしくお祈いします。

参画市町は、島根県は邑南町と西ノ島町、北海道鹿部町、福井県小浜市、宮崎県都農町です。



後期高齢者医療に係る医療費通知の送付について

島根県後期高齢者医療広域連合では、今年度から、後期高齢者医療の被保険者のみなさまへ、医療費通知を送付することにしております。

確定申告の医療費控除の手続きに、医療費通知を使用することができます。

送付対象者	後期高齢者医療の被保険者全員
発送時期(予定)	平成31年1月下旬
診療年月	平成29年11月～平成30年10月

※平成30年11月～12月診療分の医療費や、医療費通知に記載されていない医療費がある場合は、ご自身で領収書に基づいて別途「医療費控除の明細書」を作成して申告書に添付する必要がありますのでご注意ください。

※療養費(柔道整復、あん摩マッサージ、はりきゅう)について、療養費通知を確定申告に使用される場合は、平成30年5月、9月送付分と平成31年1月送付予定分をあわせて使用してください。なお、10月～12月受療分については施術所が発行する領収書が必要です。

※国民健康保険の方の医療費通知は、2月中旬に送付予定です。

